1003-05-01

一般社団法人日本原子力学会

核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会細則

2018年3月27日　平成29年度第2回核不拡散等連絡会全体会議承認

（目的）

第１条　本細則は「核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会規約」（1003-05）（以下，「連絡会規約」という）第1条，第3条および第12条に基づき，連絡会全体会議，運営小委員会について定めることを目的とする。

（連絡会全体会議）

第２条　連絡会全体会議は次の各号にしたがって実施するものとする。

（１）連絡会全体会議を，年2回，日本原子力学会「春の年会」および「秋の大会」時に開催す

　　　る。

（２）連絡会全体会議では，連絡会の事業，予算，決算，運営に関する重要事項について審議する。

（３）連絡会全体会議における審議案件の多数決をおこなう際は，出席者総数の3分の2以上の賛意の確認を持って成立するとする。

（運営小委員会の構成）

第３条　運営小委員会を，次の各号に掲げる運営委員によって構成する。

（１）委員長　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　1名

（２）副委員長　　　　　　　　　　　　　　　　　 　1名

（３）他学協会交流担当運営委員　　　　　　　 1～2名

（４）大学交流担当運営委員　　　　　　　　　　 2～3名

（５）産業界交流担当運営委員　　　　　 　　　 3～4名

（６）会計等庶務幹事　　　　　　　　　　　　　 　 1～2名

（７）その他委員長が必要と認めた者　　　　　 若干名

（運営小委員会）

第４条　運営小委員会は，次の各号にしたがって実施するものとする。

（１）連絡会の運営における重要な案件については，連絡会全体会議に諮る前に，事前に運営小委員会の了承を得ることが必要である。

（２）運営小委員会の成立要件については，委員長または副委員長の最低どちらか1名，かつ，総運営委員（委員長・副委員長を含む）の2分の1以上の出席を以って成立するとする。ただし，委任状による採決の委任も可能とする。

（３）運営小委員会の開催頻度については，原則として連絡会全体会議前の年2回とし，実施時期は第3条で規定した年2回の連絡会全体会議の間の時期（例えば，4月および10月）とする。

（４）ただし，委員長の判断によって，上記運営小委員会を電子メール審議等でおこなうことも可能とする。

（運営委員の任期）

第５条　運営委員の任期については原則として2年とする。ただし，2年経過時に再任に対する本人の了解が得られた場合は，再任の可否を直近の連絡会全体会議に諮ることにより，再任されることを妨げない。以下，後年度についても同様とする。また，任期の途中での交替は，後任者が前任者の残りの任期を引き継ぐこととする。

（運営委員の改選）

第６条　運営委員の改選等については，第3条の3号～6号に掲げた各分野の担当運営委員ごとに，全ての運営委員が同時に改選されるのではなく，半分程度ごとの改選をおこなう等，円滑な継承に留意する。

（運営委員の職務）

第７条　運営委員は，次の各号に掲げる職務を担うものとする。

（１）運営小委員会は，連絡会の運営の中心となり，運営に関する事項を分担する。

（２）委員長は，連絡会を代表し，運営小委員会の業務を総括する。

（３）副委員長は，委員長を補佐し，委員長に支障があるときは委員長の職務を代行する。

（４）運営委員は，各分野との交流及び庶務の職務を分掌する。

（５）会計等庶務幹事は，連絡会運営の庶務を担当し，部会等運営委員会等の窓口となる。

（６）運営小委員会では，連絡会のホームページの維持管理に努め，連絡会員相互の情報共有の推進を図る。

（改定）

第８条　本細則の改定は，核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会運営小委員会が起案し，核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議の承認を得たのち，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

１　平成24年3月21日　第8回核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議制定，平成24年4月1日施行

２　改定履歴

①　平成22年11月30日　「核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会内規」として第8回核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議制定

②　平成24年3月21日　学会管理の内規に変更　第8回核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議制定

　　③　2018年3月27日　「核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会細則」に変更　2018年度第2回核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議承認，2018年4月18日　部会等運営委員会メール報告，2018年5月29日　第8回理事会報告

附則

　　１　2018年3月27日承認の細則は，核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議承認の日から施行する。